



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

資料提供

滋賀労働局発表

平成28年1月20日

担当	滋賀労働局労働基準部 監督課長 斉藤 将 主任監察監督官 笠原 由紀 電話：077-522-6649
----	---

平成27年の労働基準法等に関する司法事件の状況

～機械等の危険防止措置義務違反(労働安全衛生法第20条)での送検が増加～

滋賀労働局(局長 辻 知之)は、管内の労働基準監督署(大津、彦根、東近江)が、労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として捜査し、平成27年中に大津地方検察庁へ送検した司法事件の状況を取りまとめましたので、公表します。

【司法事件の概要】

- 送検件数は15件で、前年(14件)と比べ1件増加しました。
- 送検した司法事件のうち、
 - 労働基準法(以下「労基法」)及び最低賃金法(以下「労基法等」)違反被疑事件は5件で、前年(4件)と比べ1件増加しました。
 - 労働安全衛生法(以下「安衛法」)違反被疑事件は10件で、前年(10件)と同数でした。
※ 年別の送検件数の推移は、2ページの「1」を参照。
- 送検した司法事件の内容は、
 - 労基法等違反被疑事件については、賃金不払[労基法第24条、最低賃金法第4条]が2件(前年2件)、違法な時間外・休日労働[労基法第32条]が2件(同2件)、強制労働の禁止[労基法第5条]が1件(同0件)でした。
 - 安衛法違反被疑事件については、機械等の危険防止措置[安衛法第20条]が4件(前年1件)と最も多く、次いで墜落等からの危険防止措置[安衛法第21条]が3件(同4件)、注文者の講ずべき措置[安衛法第31条]が1件(同0件)、就業制限[安衛法第61条]が1件(同0件)、労災かくし[安衛法第100条]が1件(同3件)でした。
- 業種別では、製造業が7件と最も多く、次いで建設業が3件、清掃・と畜業が2件、畜産・水産業、商業業、保健衛生業がそれぞれ1件ずつでした。
※ 業種別の詳細は、2ページの「2」を参照。
- 主な送検事例は、3及び4ページの「3」のとおりです。

【今後の対応方針】

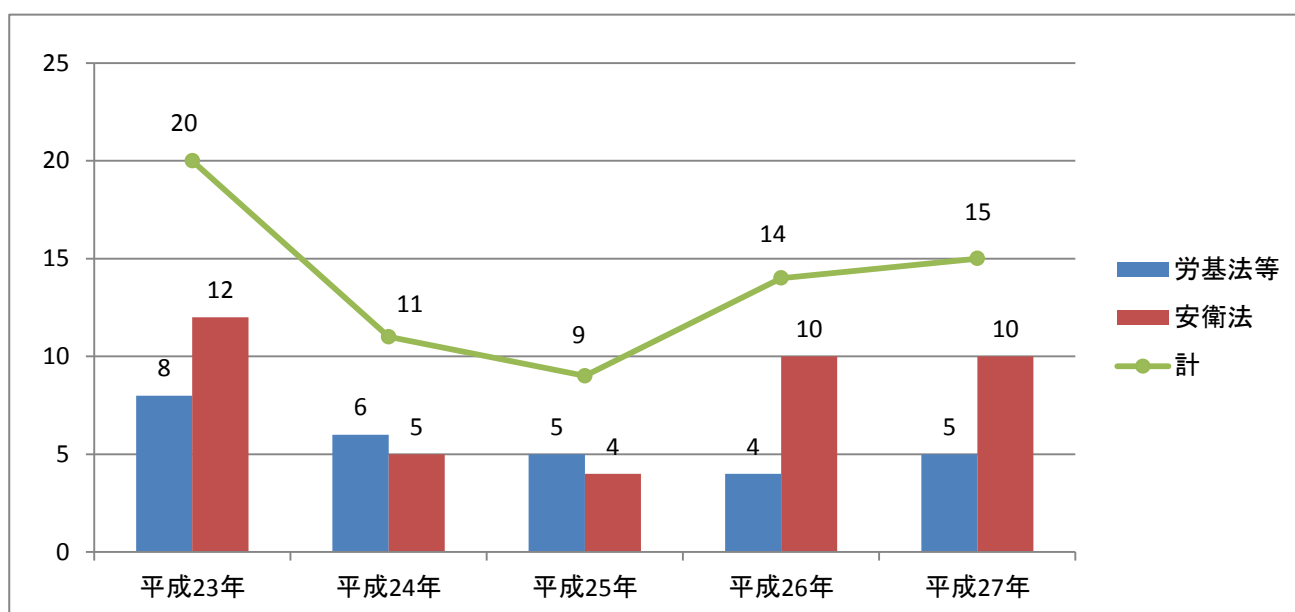
今後も労基法、安衛法等の履行確保を図るため、重大・悪質な事案に対しては、積極的に司法警察権を行使するなど厳正に対処してまいります。

《平成 27 年の労働基準法等に関する司法事件の状況の詳細》

労基法、安衛法等の違反被疑事件として捜査し、平成 27 年中に大津地方検察庁へ送検した 15 件についての捜査の端緒は、以下のとおりです。

■ 監督指導を契機とするもの	3 件
■ 災害調査を契機とするもの	8 件
■ 告訴・告発を契機とするもの	3 件
■ その他	1 件

1 年別の送検件数の推移



2 業種別・主要被疑条文別の送検件数

主要被疑条文	業種						計
	製造業	建設業	畜産・水産業	商業	保健衛生業	清掃・と畜業	
労基法第 5 条（強制労働の禁止）	1						1
第 24 条、最賃法第 4 条（賃金の支払等）	1				1		2
第 32 条（労働時間）	1			1			2
安衛法第 20 条（機械等の危険防止）	2		1			1	4
第 21 条（墜落等からの危険防止）	1	1				1	3
第 31 条（注文者の講ずべき措置）		1					1
第 61 条（就業制限）	1						1
第 100 条（報告等）※労災かくし		1					1
計	7	3	1	1	1	2	15

※ 被疑条文は主なものを計上

3 主な送検事例

(1) 労基法等違反被疑事件関係

【事例1】 賃金不払

被疑条文：最低賃金法第4条

● 事件の概要

ミネラルウォーターの製造及び販売会社の事業主は、労働者1名に対する平成24年8月21日から平成25年7月20日までの7ヶ月分の賃金約210万円を支払わず、もって、滋賀県最低賃金（平成24年8月21日から平成24年10月5日までは時間額709円、平成24年10月5日から平成25年7月20日までは時間額716円）で計算した賃金以上の賃金を支払わなかった。

【事例2】 違法な時間外・休日労働

被疑条文：労基法第32条

● 事件の概要

住宅建材等製造会社の代表取締役は、労働者2名に対し、平成26年5月11日から同年7月10日まで及び同年9月11日から同年11月10日までの間に、労基法第36条に基づく「時間外・休日労働に関する協定」の限度を超えて、最長で1日につき6時間、1週間につき37時間30分の違法な時間外労働を行わせていた。

(2) 安衛法違反被疑事件関係

【事例1】 機械等の危険防止措置義務違反

(粉砕機の停止措置を講じていなかったもの)

被疑条文：安衛法第20条（労働安全衛生規則第107条）

● 事件の概要

平成27年2月、砥石製品製造会社の工場において、労働者が石を粉砕する機械の調整作業を行っていたところ、回転するローラー部に左腕を巻き込まれ切断し怪我を負うという災害が発生した。

安衛法では、機械の調整作業等を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならないと定めているにもかかわらず、同社の専務取締役は停止措置を講じていなかった。

【事例2】 機械等の危険防止措置義務違反

(フォークリフトへの接触防止措置を講じていなかったもの)

被疑条文：安衛法第20条（労働安全衛生規則第151条の7）

● 事件の概要

平成27年9月、シール製造業者の工場内で廃棄物の回収をしていた労働者と後進してきたフォークリフトが接触、転倒した労働者が頭部打撲で死亡するという災害が発生した。

安衛法では、フォークリフトとの接触により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならないと定めているにもかかわらず、同社の工場長はフォークリフトへの接触防止措置を講じていなかった。

【事例3】 墜落等からの危険防止措置義務違反

被疑条文：安衛法第21条（労働安全衛生規則第519条）

● 事件の概要

平成27年1月、社会福祉施設新築工事現場において、下請会社の労働者が、高さ約12メートルの屋根上で作業を行っていたところ、軒先から墜落し死亡するという災害が発生した。

安衛法では、高さ2メートル以上の作業床の端であって墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、墜落を防止するための囲い、手すり等を設けなければならないと定めているにもかかわらず、現場代理人らは同措置を講じていなかった。

【事例4】 就業制限義務違反

（クレーンの玉掛け業務に無資格者を就かせていたもの）

被疑条文：安衛法第61条（クレーン等安全規則第221条）

● 事件の概要

平成27年10月、ボルト製造業者の工場内において、法令の定める玉掛け資格を有しない労働者2名を、つり上げ荷重約2.8トンのクレーンの玉掛け業務（吊り具を用いて行う荷かけ及び荷はずしの業務）に就かせていた。

安衛法では、玉掛け業務等法令の定める業務には、技能講習修了等法定の資格を有するものでなければ就かせてはならないと定めているにもかかわらず、同社の代表取締役は無資格の労働者を就かせていた。

なお、同社は過去にも無資格の労働者を玉掛け業務に就かせていたことが判明している。

【参考】

労働基準監督機関では、労基法、安衛法等の法令に基づき、事業場に対して、賃金の支払等一般労働条件履行確保並びに労働者の安全及び健康を確保するための行政指導を行っていますが、重大・悪質な事案については、司法警察権限を行使して捜査を行い、刑事事件として地方検察庁に送検しています。

※ 労基法第102条 労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

（最低賃金法、安衛法等にも同旨の規定があります。）